

さいたま市大宮ふれあい福祉センタープレイルーム利用規約

本規約は、さいたま市大宮ふれあい福祉センター（以下「当センター」という。）が利用者の安心・安全を守るために定めるもので、当センターのプレイルームを利用される場合、本規約に合意したものととして取り扱われます。

第1条（利用対象）

- 1 プレイルームは未就学児（0歳～就学前）とその保護者のみが利用できます。
- 2 未就学児とその保護者に付き添う小学生以上の児童は利用できます。ただし、主たる利用者は未就学児であることをご理解いただき、他の利用者の迷惑にならないように利用してください。
- 3 大人のみでの利用はできません。

第2条（利用時間）

- 1 利用可能時間は、当センターの開館時間（9時から21時まで）内となります。
- 2 混雑状況により、利用時間を制限する場合があります。

第3条（保護者の付き添い）

- 1 利用には、必ず保護者（18歳以上）の付き添いが必要です。
- 2 保護者はお子さまから目を離さず、安全管理に責任を持ってください。

第4条（安全・衛生について）

- 1 飲食はご遠慮ください。（水分補給は可）
- 2 体調不良（発熱・咳・感染症の疑い等）の場合は利用をご遠慮ください。
- 3 遊具の使用は正しく行い、危険な遊び方はしないでください。

第5条（持ち込み物品）

- 1 持ち込み玩具の使用は、他の利用者の迷惑とならない範囲でお願いします。
- 2 貴重品・持ち物の管理は利用者の責任で行ってください。

第6条（禁止事項）

- 1 走り回る、投げるなど危険な行為
- 2 他の利用者への迷惑行為
- 3 施設・遊具を破損させる行為
- 4 営利目的の利用

第7条（事故・トラブル及び運営上のお願いについて）

- 1 プレイルーム内での事故・ケガ・紛失等について、センターは責任を負いかねます。
- 2 施設や遊具を破損した場合は、速やかに職員へご報告ください。
- 3 職員の指示には必ず従ってください。
- 4 当センターの行事等によりご利用いただけない場合があります。

策定日：令和8年4月1日